

# 成年後見制度の今と他に 選びうる手段について

一般社団法人みんなの相続窓口  
代表社員 司法書士 廣澤大士

# もくじ

- ▶ I. 成年後見制度の光と影
- ▶ II. 成年後見人の業務の現実と問題点
  - ▶ 1. 家族の期待とのギャップ
  - ▶ 2. 業務上の課題と不正のリスク
  - ▶ 3. 具体的事例いくつか
- ▶ III. 改正の現在地
- ▶ IV. 他の選びうる手段
  - ▶ 1. 任意後見制度
  - ▶ 2. 民事信託（家族信託）
  - ▶ 3. その他の方法検討
- ▶ V. 対策の検討
- ▶ VI. まとめ

# I. 成年後見制度の光と影①

- ▶ ①成年後見制度とは
- ▶ 判断能力が不十分になった方を法的に保護し、財産管理や契約を支援する制度。
- ▶ 2000年に施工された改正民放に基づき、それまでの「禁治産制度」にとつて代わる形で開始された。
- ▶ 認知症や知的障害などで判断能力が不十分な方を支援するための制度で、財産管理や福祉サービスの契約などを本人に代わって後見人等が行う。
- ▶ 「後見」「保佐」「補助」の3類型がある。
- ▶ ②光
- ▶ 判断能力が不十分になった方を法的に保護し、財産管理や契約を支援することができる。
- ▶ 判断能力が低下している人も家庭や地域で通常の生活をすることができるような社会を作ろうというノーマライゼーションの理念を実現するために誕生した制度である。

# I . 成年後見制度の光と影②

- ▶ ③影
- ▶ 一度利用すると原則として途中でやめられないなど、「後悔」するケースも少なくない。
- ▶ 本セミナーでは、制度のメリットだけでなく現実と対策\*を共有します。

## II. 成年後見人の業務の現実と問題点①

- ▶ 1. 家族の期待とのギャップ
- ▶ ・後見人は「本人の財産を守る」のが目的。柔軟な資産運用や積極的な相続税対策（生前贈与など）は原則不可。投資等で資産を運用することや生命保険を新たに契約することも原則として認められない。
- ▶ ・居住用不動産の処分は家庭裁判所の許可が必須。
- ▶ ・一度開始すると原則やめられない：本人が亡くなるまで継続が前提（判断能力の回復は稀）。
- ▶ ・後見人との相性が悪くても、報酬が高くても、途中で辞めることは非常に困難。
- ▶ ・家族が後見人になれない可能性：家庭裁判所が公平・中立な立場で選任。資産が多い場合など、専門職（弁護士・司法書士等）が選任されることが多い
- ▶ ・専門職後見人への報酬の負担：本人の財産から継続的に報酬が発生（年間数十万円のケースも）。

## II．成年後見人の業務の現実と問題点②

- ▶ 2．業務上の課題と不正のリスク
  - ▶ ① 後見人の負担：定期的な財産目録・収支報告書の作成、家庭裁判所への報告義務（原則年1回）。
  - ▶ ② 不正リスクの存在：件数は専門職よりも親族後見人による不正が多いが、専門職による不正も発生しており、一件あたりの被害額が高い傾向。
  - ▶ ③ 身上監護の範囲の限界：後見人は医療同意権や身元保証人にはなれない（病院・施設入居の際に家族が保証人を求められるケースが多い）。
- ▶ 3．具体的事例いくつか
  - ▶ ① 障がいのある息子と長年一緒に暮らしてきたが、医師から末期がんの診断を受け、今後のことを後見人に任せたい。
  - ▶ ② 日常の業務いろいろ
  - ▶ ③ 病院からの急な呼び出しと親族の協力

### III. 改正の現在地

#### ①法制審議会民法部会の検討経過と今後の予定

令和6年2月 部会設置 同年4月部会開催

令和7年6月 「中間試案」確定

令和7年8月 パブリックコメント実施 同年9月～12月検討

令和8年2月 改正要綱案を法制審議会に提出予定

令和9年までに改正を目指す→そこから1年くらいで施行？

検討事項（ほんの一部）

① 法定後見の終了事由の追加：本人の判断能力が回復しない場合であっても、財産の状況や保護の必要性がないと認められるときは、家庭裁判所の決定により法定後見を終了できるようにする案。

② 制度利用の柔軟化：保護の必要性が高くない場合に、財産管理の監督を緩めるなど、本人の状態に応じた柔軟な運用を可能にする仕組みを検討。

③任意後見監督人不要論：監督人を必置とせず、家裁の直接監督の可能性。ただし、部会では消極的意見が多い。

## IV. 他の選びうる手段①

### 1. 任意後見制度

本人の判断能力があるうちに、あるいは本人が未成年の間に本人の親権者が自分で後見人（任意後見受任者）を指名し、公正証書で契約内容を決めておく制度。

メリット：後見人・業務内容を自分で決められる（本人の意思尊重）。

デメリット：実際に開始（発効）するには、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」が必要。専門職（弁護士・司法書士）が選任されることが多いため、報酬を支払う必要がある（ただし、専門職が後見人になる場合よりは安い）。

#### 任意後見監督人への報告

任意後見人は、任意後見監督人からの求めに応じて、後見事務の状況を報告する。

報告の時期や具体的な内容は、任意後見監督人の指示に従う。

年1回の定期報告の時期には、少なくとも任意後見監督人への報告書書、財産目録  
収支予定表 を提出する。

## IV. 他の選びうる手段②

② 民事信託（家族信託）：財産を持つ人（委託者）が、信頼する家族など（受託者）に財産の管理・運用・処分を託す仕組みです。家族に財産管理・処分を任せられる。財産の管理処分によって生じる利益を受益者が受け取る。

メリット：本人の意思に基づき、柔軟で積極的な財産管理・運用・処分が可能（不動産売却や二次相続以降の指定も可能）。家庭裁判所の関与が少ない。

デメリット：身上監護権がない（任意後見制度との併用が有効な場合がある）。契約の際の手続き費用が高額になる場合がある。

## IV. 他の選びうる手段③

成年後見人や任意後見契約、民事信託等を利用せずに済む方法はないのか。

成年後見人の仕事は財産管理と身上保護（契約等）

まず、財産管理の部分

- ・遺産分割に巻き込まないようにする→遺言、生前贈与
- ・本人の口座に多額の預貯金が入らないようにする→生命保険信託
- ・後見人をつけなければ処分できないような財産を本人がもたないようにする
- ・本人に係る生活費は、可能な限り通帳から自動引き落としにする

身上保護の部分

- ・施設等の入居契約は多くの場合、親族が代行できる（法律的には微妙）。
- ・その他公的サービスも親族が代行できる場合は多い。

## V. 対策の検討

- ・まず、制度が将来どうなるかわからない現状で将来のことを検討することは難しいということを十分に踏まえたうえで検討する。
- ・後見制度、任意後見制度、民事信託その他、関連する制度は様々にあるが、それらを利用せずに済む方法もありうるということを選択肢に入れる。
- ・専門家に相談する。ただし、専門家の専門性については注意する。  
民事信託を広めたい専門家は民事信託を勧めがち。
- ・仲間をつくる

## VI. まとめ

多くの情報を一度に聞いたとき、それを本当に理解するのは、自ら経験した時だと思います。

仲間を作れば、経験したことのないことを別の人には経験していて、その話を聞くことができるかもしれません。

問題にぶつかったときに一人で悩まないことも大事なことだと思います。

当法人も皆様の仲間になって、経験したことこれからも共有できるようになる  
とうれしいです。

ご清聴ありがとうございました。